

精神障害者総合雇用支援の実施

1. 趣旨

精神障害者については、①症状が不安定で再発しやすい、②医療面・生活面のケアが不可欠である等の障害特性があることから、事業主、医療機関、家族等と連携し、専門的かつ継続的な支援を行っていく必要がある。

そこで、全国の地域障害者職業センターに、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置することにより支援体制を強化し、主治医等医療関係者との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して総合的な支援を実施する。

2. 事業の概要

(1) 雇用促進支援

- ・ 採用計画（職務内容、配置等）の立案等の支援
- ・ 基本的労働習慣の体得、不安の軽減・集団適応、コミュニケーション能力・対人対応力の向上支援
- ・ ジョブコーチの派遣による雇入れのための支援

(2) 職場復帰支援（リワーク支援）

- ・ 職場復帰に向けたコーディネート（活動の進め方等の調整）
- ・ 生活リズムの立直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援
- ・ リハビリ出勤（試し出社）による復職前のウォーミングアップ
- ・ 職場の受入体制の整備（復職計画の策定、上司・同僚等の啓発等）

(3) 雇用継続支援

- ・ 作業能率、対人関係等、問題解決に向けた助言・援助
- ・ 職場の支援体制の立直し、障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・ ジョブコーチの派遣による職場適応のための支援
- ・ 定期的なフォローアップによる問題の早期把握と長期的な定着支援

(4) 精神障害者支援ネットワークの形成

地域の精神科医療、産業保健、福祉、雇用の関係者からなる精神障害者雇用支援連絡協議会を設置し、精神障害者の職業リハビリテーションに関する関係機関等との共通認識の形成等を図り、地域における精神障害者の雇用支援ネットワークを構築する。